

消費者におけるエコなお買い物促進策 検討会開催要領

1. 目的

市場のグリーン化を図るための一つ的手段として、環境配慮型製品の普及を促進させる施策がある。国等の機関においてはグリーン購入法・環境配慮契約法等により環境配慮型製品の利用が進みつつあるものの、一般事業者・消費者に対する環境配慮型製品の普及のための施策は十分ではない。

そこで消費者に対する施策の一つとして、消費者と接点が多く、販売方法等を工夫していくことができる小売・流通業者の中で、環境配慮型製品を積極的に販売促進する小売事業者を適切に評価し、インセンティブ等を与える施策について検討するため、学識経験者等からなる「消費者におけるエコなお買い物促進策調査検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 検討事項

検討会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 環境配慮型製品を積極的に販売促進する小売事業者を適切に評価する「評価手法」
- (2) 評価手法により高く評価された小売事業者に対する効果的な「インセンティブ等」
- (3) 上記(1)、(2)を踏まえた今後の事業の方向性及び事業概要案の検討

3. 組織

- (1) 検討会は、検討事項に関連する学識経験者等のうちから、財団法人日本環境協会理事長が委嘱する者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は委員の互選によって選任する。
- (3) 座長は検討会の議事運営に当たる。
- (4) 検討事項と関係のある者を座長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができる。

4. 公開等

- (1) 検討会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は個人若しくは団体の権利利益が侵害されるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。
- (2) 検討会の資料及び議事録については、会議の終了後、ホームページ等により公表する。ただし、会議を非公開とした場合には、資料及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。開示範囲については、事務局が案を作成して、座長の承認を得るものとする。

5. 庶務

検討会の庶務は、財団法人日本環境協会において行う。

6. その他

その他必要な事項は、事務局が案を作成して、座長の承認を受けて定める。